

日本GH協 ニュース

公益社団法人日本認知症グループホーム協会 2017.11.15 第32号

第151回介護給付費分科会で見た！

認知症グループホームの報酬改定の形

本日（11月15日）に開催された第151回社会保障審議会介護給付費分科会において、平成30年度介護報酬改定における認知症対応型共同生活介護の論点と対応案が示された（下記表参照）。

論点2、論点3は当協会が事業者団体ヒアリングで要望した内容の事項である。なお、要望事項の一つ「口腔衛生管理の評価」は次回以降の分科会で合わせて議論されることが確認された。

議論では、委員からは「グループホームは地域における認知症ケアの拠点。機能を発揮するため隣接市町村からの入居に柔軟な対応を」、「論点3の要件『個室』は、スペースがあり環境を整えば柔軟に」、「グループホームは認知症ケアの希望の星。国にはそれにふさわしい対応を望みたい」等の意見が述べられた。

論 点	対 応 案
論点1 入居者の医療ニーズへの対応について	○医療連携体制加算について、現行の医療連携体制加算を維持したうえで、協力医療機関との連携を確保しつつ、手厚い看護体制の事業所を評価するための区分を新設してはどうか。 ○具体的な算定要件 <ul style="list-style-type: none"> ・看護師を常勤換算で1名以上配置 ・たんの吸引などの医療的ケアの提供実績
論点2 入居者の入退院支援について	○入院後3カ月以内に退院が見込まれる入居者について、1月に6日を限度として一定単位の基本報酬の算定を認めてはどうか。 ○医療機関に1カ月以上入院した後、退院して再入居する場合も初期加算の算定を認めてはどうか。
論点3 短期利用認知症対応型共同生活介護の算定要件の見直しについて	○居宅の介護支援専門員が、緊急に利用が必要と認められた者である場合には、定員を超えて受け入れを認めてはどうか。 ○上記の取扱いの要件 <ul style="list-style-type: none"> ・居室は個室であること ・短期利用者も含め、人員基準を満たしていること ・事業所ごとに1人とする

※ 協会からのお知らせ

詳細は厚生労働省ホームページ第151回社会保障審議会介護給付費分科会（平成29年11月15日（水）開催）よりご確認ください。

* 連絡先 TEL 03-5366-2157 Fax 03-5366-2158 E-mail info@ghkyo.or.jp

協会ホームページ <http://ghkyo.or.jp/home>

